

(写)
31稲府墓監発第15号
令和2年3月30日

稲城・府中墓苑組合議会議長 殿
稲城・府中墓苑組合管理者 殿

稲城・府中墓苑組合監査委員 岩 藤 真 実
稲城・府中墓苑組合監査委員 西 村 陸

平成31年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

平成31年度

定期監査報告書

稻城・府中墓苑組合監査委員

平成31年度定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年12月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第3 監査の期日

令和2年3月30日（月）

第4 監査の場所

南山ホール 2階洋室

第5 監査の主眼及び方法

監査の主眼点は次のとおりとし、関係諸帳簿及び関係書類の照合、実査、関係職員からの説明聴取等通常実施すべき監査手続により実施した。

- (1) 財務に関する事務の執行は、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則ってなされているか
- (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか
- (5) 各種の帳簿、証拠書類等の計数は符合しているか
- (6) 各種の帳簿、書類の整備・記帳、各種証拠書類の整理保存等は適切に行われているか
- (7) 財産の管理は適正に行われているか

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行については、法令等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。